

販売

指定福祉用具サービスリアン

指定特定福祉用具販売及び指定特定介護予防福祉用具販売運営規程

(事業の目的)

第1条 合同会社リアンが開設する福祉用具サービスリアン（以下「事業所」という。）が行う指定特定福祉用具販売及び指定特定介護予防福祉用具販売の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の福祉用具専門相談員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定特定福祉用具販売、指定特定介護予防福祉用具販売を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の専門相談員は、要介護者等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具の選定の援助、取り付け、調整を行い、特定福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図ることを目的とする。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名 称 福祉用具サービスリアン
- ② 所 在 地 青森市大字大野字前田66番地24 五番館F105号室

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（常勤、福祉用具専門相談員と兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 福祉用具専門相談員 2名（常勤2名うち管理者と兼務1名）
福祉用具専門相談員は、特定（介護予防）福祉用具販売計画の作成・変更等を行い福祉用具の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、祝日、8月13日から8月15日、12月29日から1月3日を除く。

- ② 営業時間 月曜日から金曜日 8時45分から17時00分

(指定特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売の提供方法)

第6条 指定特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売の提供にあたっては、第3項に規定する特定福祉用具販売計画および特定介護予防福祉用具販売計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して特定福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定福祉用具の貸与に係る同意を得るものとする。

- 2 指定特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売を行う場合には、利用者の身体の状況等に応じて特定福祉用具の調整を行うとともに、当該特定福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該特定福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行うものとする。
- 3 福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、指定特定福祉用具販売及び指定特定介護予防福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した特定福祉用具販売計画及び特定介護予防福祉用具販売計画を作成、交付する。
- 4 計画に基づき、特定福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録などの文書を示して特定福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定福祉用具の販売に係る同意を得る。

(取り扱う種目)

第7条 指定特定福祉用具販売において、取り扱う種目は次のとおりとする。

- ① 腰掛便座
- ② 自動排泄処理装置の交換可能部品
- ③ 入浴補助用具
- ④ 簡易浴槽
- ⑤ 移動式リフトのつり具部分

(販売費用の額及びその他の費用の額)

第8条 指定特定福祉用具販売又は指定特定介護予防福祉用具販売を提供した場合の販売費用は別に定める価格表の額とする。

- 2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払を受けるものとする。
 - ① 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定特定福祉用具販売又は指定特定介護予防福祉用具販売に要した交通費は、その実費を徴収する。なお自動車を使用した場合は、次の額を徴収する。
 - (1) 通常の事業の実施地域を超えた地点から、片道10kmまで1,000円
 - (2) 通常の事業の実施地域を超えた地点から、片道10km以上1km増すごとに1,000

円に 100 円を追加。

- ② 用具の搬出入に特別な措置が必要な場合は、当該措置に要する費用についてその実費を徴収する。諸事情による使用前の返品の場合には、送料として腰掛便座及び入浴補助用具は 2,500 円、その他の用具は 2,000 円徴収するものとする。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。
- 4 指定特定福祉用具販売又は指定特定介護予防福祉用具販売に係る販売費用の支払いを受けた場合は、次に掲げる次項を記載した書面を利用者に対して交付するものとする。
- ① 当該指定特定福祉用具販売事業所又は当該指定特定介護予防福祉用具販売事業所の名称、提供した特定福祉用具の種目の名称、品目の名称及び販売費用額その他保険給付の申請のために必要と認められる事項を記載した証明書
 - ② 領収書
 - ③ 当該特定福祉用具販売又は特定介護予防福祉用具販売のパンフレットその他の当該特定福祉用具の概要

(通常の事業の実施区域)

第 9 条 通常の実施区域は青森市・蓬田村・外ヶ浜町・今別町・黒石市・平内町、野辺地町とする。

(事故発生時の対応)

- 第 10 条 事業者は、利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録する。
- 3 事業者は、利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(苦情処理)

- 第 11 条 事業者は、提供した指定特定福祉用具販売又は指定特定介護予防福祉用具販売に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な措置を講じる。
- 2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 事業者は、提供した事業に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善内容を市町村に報告する。
- 5 事業者は、提供した指定特定福祉用具販売又は指定特定介護予防福祉用具販売に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保

險団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

6 事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- ② 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- ③ その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(衛生管理等)

第13条 事業所は、従業者の清潔の保持と健康状態について必要な管理を行うとともに、事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めることとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう措置を講じるものとする。

(個人情報の保護)

第14条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(ハラスメント対策)

第15条 事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じるものとする。（本契約を継続しがたいと判断した場合は、契約を終了する場合もある。）

(その他運営についての留意事項)

第16条 事業者は、従業者の資質の向上のために研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後の一ヶ月以内

(2) 継続研修 年一回

- 2 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽に励み、指定福祉用具販売又は指定特定福祉用具販売の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努める。
- 3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。また、従業者であった者も同様とする。
- 4 事業者は、従業者及び従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 5 事業者は、利用者に対する事業の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとする。また、事業者は、請求及び受領に係る記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
- 6 この規程に定めるものの他に、この事業所の運営に関する重要事項は合同会社リアンと事業所の管理者との協議にもとづいて定めるものとする。

附 則

令和4年4月1日 施行